区のおしらせ No.415

昭和49年5月5日発行 東京都千代田区役所(九段南一丁目6番11号) 電話(264)0151(大代表) 郵便番号102

北の丸公園を歩く児童館のこどもたち

井戸水やプールの水を飲み水に

●非常災害にそなえ濾過機を各出張所に設置

4月9日、富士見小学校プールでろ過機のテストを行ないました。

関東大震災クラスの地震が起きたとき、水道施設の破壊などで、至るところで断水することは、まず覚悟しなければならないでしょう。

このような非常事態にそなえて区環境部では、井戸、プール、貯水槽などの水を飲料水に変えるろ過機を、このほど区内各出張所に設置しました。

このろ過機は、大災害が発生したとき、本格的な給水活動が行なわれるまでの間、応急の生活用水を確保するために使われるものです。

ろ過筒と手動式の小型ポンプが組み合わされていて、重さは五〇㌔、縦六五㌢・横五〇㌢・高さ七五㌢ですから、大人二人で簡単に持運べます。

細菌を取除く、ろ過筒と吸着性のある活性炭の作用とによって、ろ過するしかけになっています。

取扱いはごく簡単で、水源の条件にもよりますが、四月九日、富士見小学校のプールでテストした結果では、一時間にざっと六〇〇～一、〇〇〇㍑（一升びんで三三〇～五五〇本）の水をろ過することができます。

ろ過する水源としては、井戸水・プールの水・防火用水・公園などの貯水槽などが考えられますが、これらがすべて、ろ過すれば飲用に適するかどうかは検査しないとわかりません。

そこで環境部では、今後さらにいろいろな条件の水源によってテストを続け、飲料用に適するろ過水源を確かめることにしています。また、各出張所管内の水源についても、どこにどんな水があるか、その水質はどうかなどもあわせて早急に調査する予定です。

苦情専用電話

消費生活の
苦情はなんでも

262－9669
くろうむくわれる

ひとり暮しのおとしよりの方へ

電話を無料でとりつけます
家庭奉仕員の派遣も

区では、老人福祉対策の一つとして、ひとり暮し老人に対して電話による「声の訪問」を行なっています。

区の厚生課老人福祉係の担当職員が、ひとり暮しのおとしよりでご希望のお宅に、毎週、日を決めて電話をかけ、悩みごとや相談ごとを聞こうというもので、勿論おとしよりの方からの電話にも応じています。

このため、老人のひとり暮しで電話のない家庭には、区から無料で電話を架設しています。また通話料も、一ヵ月、六十通話分まで区が負担することにしています。

今年度も、二十台分の電話設置料が予算に計上されましたが、ひとり暮し老人の家庭で、電話器の設置を希望する方は、いつでも、厚生課老人福祉係（区役所二階）へご連絡ください。

なお、この「声の訪問」と並んで、おとしよりの話し相手になり、孤独感を少しでもやわらげ、気軽に相談を持ちかけてもらおうと、ひとり暮し老人家庭に、ホーム・ヘルパー（家庭奉仕員）の派遣も行なっています。

おとしよりの家庭を定期的に訪問し、世間話のお相手や、簡単な身のまわりのお世話に当たります。

ホーム・ヘルパーの派遣を望まれる方は、やはり厚生課老人福祉係へどうぞ。

連絡＝厚生課老人福祉係へ

障害福祉年金

支給範囲が拡がりました

障害福祉年金は、国民年金に加入しているひとが病気やケガをして障害者になったときに加入期間が短かくて障害年金を受けられないときと、二十歳になる前に障害者になっているときに支給されます。

障害福祉年金は、いままで一級の障害者に限られていましたが、四月から比較的程度の軽い二級の障害者にも支給されることになりました。

現在二十歳から六十九歳までのひとで以前から二級障害に該当していたひとも含まれ、四月分から支給されます。

ただし、厚生年金などほかの年金制度から障害年金を受けているひとは除かれます。

年金額は六万円（月額五千円）です。

請求の手続は、障害の原因になった病気などの診断書が必要ですので、あらかじめ国民年金課適用係までおたずねください。

ろうあ者の手助けに
手話通訳者を派遣

東京都では、ろうあ者のみなさんのために手話通訳者を派遣しています。

健康や生活の相談に病院や役所に行くときや子供の教育について学校などに行くときに、あなたといっしょに行って意見交換のお手伝いをしますので、どうぞご利用ください。

利用できるひと

・都内に住んでいるひと

・身体障害者手帳をもっているひと

・ろうあ者の福祉を増進する受入れ団体

派遣範囲は、病院や役所、職業安定所や会社、学校や各種会議などです。

申込は、東京都手話通訳派遣協会（〒一五〇渋谷区神宮前一―十―三十四原宿コーポ別館）☎四〇一―六八六九

人事異動

（四月一日付、カッコ内は旧職）

課長級 教育委員会指導室長・教育研究所長兼務 古賀周作（北区立田端中学校長）

転出 教育庁人事部管理主事 長谷川節三（教育委員会指導室長、教育研究所長兼務）

ご協力ください
商業統計調査

商業統計調査が卸売業、小売業、飲食業を対象として五月一日から全国一斉に行なわれています。

対象の商店には調査票をお届けしてあります。調査票の記入はもうお済みでしょうか。

調査票は調査員が集めにうかがいますから、早目に記入しておいてください。

書き方などでわからないことがありましたら、区民課統計調査係まで問合せてください。

くらしの豆知識
化粧品の表示

私たちが毎日、幸か不幸か使っているもの――化粧品

一口に化粧品といっても大変広い範囲にわたっているようですが大部分が私たちの身体、とくにヒフに直接つけるものですから、その内容の表わし方にもきちんと決められたものがあります。

「薬事法」や「化粧品の表示に関する公正競争規約」などがそれで、つぎのように規定されています。

薬事法――身体を清潔に、美しく、魅力を増し、容貌を変え、ヒフや毛髪を保護するための使用目的で、人体に対する作用が緩和なもの

化粧品の表示に関する公正競争規約――消費者が化粧品を購入するとき誤った判断をしないような表示方法

化粧品の表示例　　**必要な表示事項**

区にはこんな融資が

すぐにお金が…	応急資金	10万円まで
	母子福祉応急小口資金	5万円まで
生計をたてたい…	生業資金	50万円まで
中小企業者に… 商工融資	営業資金	230万円まで
	設備資金	350万円まで
	公害防止資金	350万円まで
	従業員独立開業資金	500万円まで

○結婚するんだけれどもお金が少したりない
○火事で家が焼けてしまってすぐにお金が必要だ
○これだけのお金があれば、この事業で生計がたてられるし計画も具体的なんだが
○そろそろ独立して事業を始めたいんだけれども
と考えているけれどお金を借りるあてがないひとのために、区には応急資金、生業資金、母子福祉応急小口資金、商工融資などの融資制度があります。

これらの融資制度は、区民のみなさんの生活の安定と福祉の増進をはかるものですし、中小企業の育成も願うものです。

区では、貸付限度額の増額や返済期間の延長（昭和四十九年四月から生業資金と商工融資）を行ない、特に生業資金については、いままでは年二回しか申込みを受付けていませんでしたが、昭和四十九年四月から、いつでも受付けるようにするなどの改善を行なっています。

どうぞ、ご利用ください。

融資額

●応急資金　一〇万円以内
災害の場合　二〇万円以内
●生業資金　五〇万円以内
区長が特に認めた場合　六〇万円以内
●母子福祉応急小口資金　五万円以内
●商工融資
営業資金　二三〇万円以内
設備資金　三五〇万円以内
公害防止資金　三五〇万円以内
従業員独立開業資金　五〇〇万円以内

こんなとき融資します

●応急資金
疾病、生活必需品の購入、結婚や出生、葬祭、就職や就学の準備などで急に資金が必要になって、すぐ用意できないとき
また、火災、地震、交通事故などの災害に合ったとき
●生業資金
独立の生計をたてるために、事業などを始めようとするとき資金の融資を受けるあてがないとき
●母子福祉応急小口資金
母子家庭のひとが、災害や疾病その他で急に資金が必要なとき
●商工融資
営業資金　買掛金決済、支払手形決済、原材料の仕入など事業経営上の資金が必要なとき
設備資金　店舗の改造、機械類などの設備の資金が必要なとき
公害防止資金　公害の防止のための設備に資金が必要なとき
従業員独立開業資金　従業員が独立して開業するために資金が必要なとき

申込むには

申込みには、つぎの書類などが必要で、現金をお渡しするときには通知をさしあげます。
申込書は、それぞれの窓口に置いてあります。
●応急資金
申込書に記入し、必要な証明を受けてください。
●生業資金
申込書に記入して提出してもらい、生業資金貸付審査会で審査をします。
●母子福祉応急小口資金
印鑑を持って窓口においでください。すれば、その場で融資します。
●商工融資
営業資金　申込書、納税証明書
設備資金　申込書、納税証明書、見積書二部、仕様書二部、設計書二部、平面略図二部、カタログ二部、登記簿謄本（法人のみ）
公害防止資金　設備資金と同じ
従業員独立開業資金　申込書、納税証明書、事業主の推せん書二部、独立開業の計画書二部、履歴書二部

融資の種類		貸付限度額	利率(年利)	据置期間	返済期間	融資の条件	申込・問合せ
応急資金		10万円 災害の場合 20万円	無利子	6ヵ月	20ヵ月 災害の場合 40ヵ月	●独立の生計を営んでいる世帯主　●区内に連帯保証人のいるひと ●区内に3ヵ月以上住んでひと	福祉課 厚生係 内線 317・318
生業資金		50万円 区長が認めた場合 60万円	3.65%	6ヵ月	54ヵ月	●この貸付による事業で生計をたてられるひと　●区内に1年以上住んでいるひと ●事業計画が具体的ですぐ事業が開始できるひと　●住民税を完納していること　●確実な連帯保証人が区内に1人いるひと	福祉課 厚生係 内線 317・318
母子福祉応急小口資金		5万円	無利子	なし	20ヵ月	●母子世帯のひと ●応急に資金が必要なひと	福祉事務所 相談係 内線 343・344
商工融資	営業資金	230万円	7.25%	4ヵ月	38ヵ月	●区内に営業の本拠があり、同一場所で同一事業を1年以上経営している中小企業者 ●東京信用保証協会の保証対象業種を営業しているひと ●最近1年間の事業税または住民税を完納しているひと ●確実な連帯保証人が区内に1人いるひと、法人の場合は代表者個人	商工課 商工係 内線 281・282
	設備資金	350万円	7.25%	5ヵ月	47ヵ月		
	公害防止資金	350万円	4.95%	5ヵ月	47ヵ月	●区内に営業の本拠がある中小企業者　●最近1年間の事業税または住民税を完納しているひと ●保証人は営業資金と同じ	
	独立開業資金	500万円	7.25%	6ヵ月	54ヵ月	●区内の同一中小企業に引続き10年以上勤務し、指定金融機関の指定した地区で開業するひと（開業3ヵ月以内を含む） ●住民税を滞納していないひと　●勤務していた中小企業の事業主の連帯保証または金融機関の認める連帯保証人が必要	

No. 415　49.5.5

福祉年金

定時届けは五月中に

福祉年金を受けているひとは、毎年五月中に定時届を出してください。

この定時届は、今年の五月から来年の四月までの福祉年金を受けることができるかどうかを決めるものです。

この届けが遅れますと年金を受けられなくなることがありますので、必ず出してください。

届出は、国民年金課から通知と返信用封筒を郵送しますので、国民年金証書を返送してください。

問合せは、国民年金課適用係までどうぞ。

国民年金保険料

前納制度はお得です

仕事が忙しく外出がちで保険料を納め忘れてしまう、というようなひとのために、国民年金の保険料をまとめて納められる前納制度があります。

この制度には割引もありますのでご利用ください。

また、口座振替制度もあります。

くわしいことは、国民年金課検認係までどうぞ。

町会だより

●連合町会長の異動

・神田公園地区連合町会
（4・17付）
新会長　梶山　一雄氏
内神田2丁目13－2
☎256－2868
（旧会長　澤田　末吉氏）

●町会長の異動

・須田町2丁目町会(4・1付)
新会長　福井庄太郎氏
神田須田町2丁目17番地
☎253－0466
（旧会長　河原崎茂吉氏）

・東神田3丁目町会(4・12付)
新会長　三星　勲氏
東神田3丁目7－6
☎861－8071
（旧会長　吉村　友一氏）

早目に受けましょう

軽自動車の検査

軽自動車は、軽自動車検査協会の検査を受け、ステッカー（検査標章）を貼っていないと使用することができません。

検査は、昭年四十八年十月から実施していますが、昭和四十四年十二月以前に届出をした車は、検査期限（昭和四十九年四月末日）を過ぎていますので、まだ検査を済ませていないひとは、すぐに受けてください。

検査場所
軽自動車検査協会東京主管事務所
港区港南三―三―七☎471―五六一

●49年中に検査の対象となる車

届出年月日	検査期限
昭和45年1月1日から　昭和45年3月31日まで	昭和49年5月末
昭和45年4月1日から　昭和45年6月30日まで	〃　6月末
昭和45年7月1日から　昭和45年9月30日まで	〃　7月末
昭和45年10月1日から　昭和45年12月31日まで	〃　8月末
昭和46年1月1日から　昭和46年3月31日まで	〃　9月末
昭和46年4月1日から　昭和46年6月30日まで	〃　10月末
昭和46年7月1日から　昭和46年9月30日まで	〃　11月末
昭和46年10月1日から　昭和46年11月30日まで	〃　12月末

5月の休日診療当番医

5日	日比谷病院	内幸町1-3-2	☎502－7231
	額田病院	小川町3-28	☎291－0989
6日	中島医院	隼町3-11	☎261－9319
	加賀小児科医院	神保町1-35	☎291－9951
12日	東京警察病院	富士見2-10-41	☎263-1371～4
	大貫クリニック	神保町2-2	☎264－6801
19日	麹町胃腸クリニック	麹町3-4 啓ビル3F	☎264－0080
	松本小児科医院	猿楽町2-6-6	☎292－8806
26日	堤医院	麹町6-4	☎261－3824
	奥田医院	多町2-9	☎254－0701

●診療時間は午前9時から午後5時まで
●健康保険証を必ずお持ちください

寄付

金百万円
社会福祉事業資金として
神田須田町一―三十四
中川金属株式会社殿

金十万円
老人福祉事業資金として
新宿区北新宿三―三十三―六
矢沢　知海殿

金九万円
社会福祉事業資金として
麹町四―五
三菱銀行麹町支店長新旧
歓送迎会殿

ビルの害虫防除講習会

●5月21日千代田公会堂で

区ではビル管理者環境衛生講習会を開催します。

この講習会は伝染病や食中毒を媒介する害虫の防除について、五〇〇平方に以上のビル管理者を対象にしています。

●**とき**　五月二十一日（火）午後一時三十分から四時まで

●**ところ**　千代田区公会堂

●**内容**　映画・講義

●**講義**「ビルにおける蚊とゴキブリの防除について」

●**講師**　日本環境衛生センター　水谷　澄氏

受講は無料です。ビル管理者のひとは、ぜひ参加してください。

問合せは区民課保健衛生係まで。

レクリエーション講習会

●**とき**　五月二十二日・二十四日・二十九日の午後六時から八時三〇分まで

●**ところ**　区立総合体育館剣道場

●**参加資格**　区内在住在勤者、在学者（高校生以上）

●**参加料**　無料（但しテキスト代として三〇〇円）

●**定員**　一〇〇名（先着順締切）

●**服装**　軽装上履を持参のこと

●**申込み**　申込書に記入して五月一〇日から二〇日までに社会教育課体育係まで申込んでください。電話での申込みはできません。

千代田荘抽せん会場変更

千代田荘の抽せん会場は七月分（六月一日抽せん）から千代田公会堂で行ないます。時間は、かわりません。

都の施設見学会に参加を

東京都広報室では、都民生活に密接な関係のある都の施設を見学する施設見学会をつぎのとおり実施します。

●**実施期間**

個人　七月二十六日、八月二日、九日、十六日、二十三日、三十日、九月六日、十三日、十月一日

団体　九月三日～十一月十四日

●**見学場所**

都庁、公園、各種センター、研究所、工場、浄水場など何種類かのコースを用意してあります。

●**申込方法**

個人、団体とも「都のおしらせ」テレビ、新聞などでおしらせします。

●**問合せ**

広報室普及部事業課集会係　☎二一二―五七六二

図書館

休館のお知らせ

5月13日(月)～30日(木)

図書館資料の点検・整備するため、上記の期間休館します。

泳げない人もどうぞ　婦人の水泳講習会

●**とき**　前期五月十四日、十五日、十六日、後期五月二十八日、二十九日、三十日、前後期とも午前九時から午前十一時まで

●**ところ**　総合体育館温水プール

●**募集人員**　前後期とも一〇〇名

●**参加費**　無料

●**参加資格**　区内P・T・A・と区内在住の婦人

●**申込み**　前期は五月十三日(月)、後期は五月二十七日(月)までに社会教育課体育係まで申込んでください。（先着順）

電話による申込みも受けつけます。

町会対抗卓球大会　参加無料

町会対抗の卓球大会がつぎのとおり開かれます。町会相互の親ばくのためにも、ふるってご参加ください。参加は無料です。

●**とき**　六月二日(日)午前九時三十分から

●**ところ**　区立総合体育館

●**参加資格**　各町会内在住者男子二名女子一名の三名でチームを編成し、同一町会から二チームまでの参加を認めます。

●**申込み**　五月二十日(月)までに社会教育課体育係まで申込んでください。

児童館だより（五月）

●神田児童館

映画会

「ワタリ」「魔法使いサリー」

五月十八日(土)　午後二時三十分から

●西神田児童館

写生会

五月十二日(日)　くわしいことは西神田児童館まで

映画会

「アリババと四十匹の盗賊」

五月十八日(土)　午後二時三十分から

●富士見児童館

パンダのお話と映画

お話は、上野動物園の西山先生

五月十八日(土)　午後三時から

有楽町一・二丁目

来年1月1日から新住居表示に

有楽町一・二丁目の新住居表示が、昭和50年1月1日から町名、町区域はそのままで実施されます。

この実施地区に住んでいるひとと事業所には、5月中に新住所の番（街区符号）と号（住居番号）を通知します。

新住居表示が実施されると、新しい住所の表わし方はつぎのとおりになります。

新しい住所の表示例（縦書きの場合も同じです）

実施前　千代田区有楽町一丁目1番地

実施後　千代田区有楽町一丁目8番1号

略記の場合　千代田区有楽町1-8-1

教育相談――食事のおそい子

だまっていると、いつまでも食事が終らないこどもがいます。こんなとき、つい〝小言〟をいってしまうことがあります。

こんなことがあると、食事を目の前にすると小言が心配になるため食欲がなくなり、食べるのがよけいおそくなってしまう、こどもがいます。

こんな繰返しを改めるのに規則的な排便の習慣に気をつけて、効果をあげた例があります。

教育相談室では、からだ、心、しつけの面から、専門的な立場で相談にあたっています。相談は、毎日電話で予約を受付けています。気軽にご相談ください。

教育相談室☎二五六―八四四六

史跡をたずねて

20　皇居前広場

写真は、明治三十一年当時の皇居前広場を描いたものです。

江戸時代、西丸下と呼ばれたこのあたり一帯は、全国の有力大名の集結していたところで、絵の中の遠景に見られる丘や木立のようなものに、大名屋敷の庭園の名残りが見られます。

関ヶ原の戦い（慶長五年）の後徳川家康は、江戸に永住する決意を固めますが、このことを知ると全国の大名たちは、先を争って江戸に邸宅を持とうとします。そして、いまの皇居前広場から、丸の内、外桜田一帯が、まず大名の邸宅地として選ばれました。

慶長十一年、江戸城の築造が着工になると、それまで、宝田村、千代田村といわれたこのあたりに住んでいた一般庶民は、皆、強制移転させられ、それに代って、全国の名だたる大名達の豪装な邸宅が華美を競って建ち並んだのでした。

もともと入江であったところを埋め立てたところで、大名が集中するようになってからは「大名小路」とも呼ばれた時代もあります。

慶長江戸図によって、この辺に住んでいた大名の名前の一部を無作為にあげてみましょう。

里見安房守忠義、加々爪勘五郎
西尾因幡守、水野市正、堀田因幡守、羽柴左衛門大夫、山内対馬守一豊、吉田左近、溝口伯耆守秀勝、保科肥前守正光。

さて、江戸幕府の権威の中心であったこの広場一帯ですが、明治以後は、日本の近代の歩みとともに、さまざまな行事やできごとがここを舞台としてくりひろげられて来ました。

まず明治三十七、八年の日露戦争後には、戦勝を祝う将兵の凱旋行進が華やかに行なわれ、大正に入ると、東京駅の開設にともなって天皇陛下のお通りになる「行幸道路」が整備されました。昭和になってからは〝紀元二千六百年奉祝行事〟が盛大に行なわれ、その為の会場整備に全国から多くの勤労奉仕団が動員されたものでした。このようなことを経て、皇居前が今日の姿になったといえましょう。

そして、昭和二十年八月十五日、日本の敗戦、その時には、皇居を前にこの広場でひざまずく多くのひとたちの姿が見かけられました。やがて平和憲法公布の式典もここで行なわれたのですが、昭和二十七年には、「血のメーデー」という痛ましい事件が起きています。昭和三十四年には、皇太子御成婚記念の大噴水がつくられました。

明治31年に刊行された「風俗画報臨時増刊新撰東京名所図絵」に掲載されたものです。